

台東区障害者福祉施策推進協議会 令和2年度 第3回 議事要録

日 時： 令和2年11月13日(金)18時30分～20時30分
場 所： 台東区役所 10階 1002会議室
出席者： 委員 27人

議事

(1) 松が谷福祉会館整備場所の変更について

資料1 松が谷福祉会館整備場所の変更について

(資料説明:事務局)

≪質疑≫

○委員

プロジェクトチームの構成について、教えていただけるのであれば、教えていただきたい。

○事務局

新しい施設の利用者は子供から若者まで多岐に渡ることから、福祉部だけではなく、子育ての部署や若者支援担当の部署の部課長を含めて構成している。

○委員長

プロジェクトチームの検討経過はどこかで報告していただけるのか。

○事務局

第一回定例会で施設の概要について報告させていただく予定である。その経過については推進協議会でも報告させていただく。

○委員

障害に関わらず地域の若者も利用できるということだが、一般の方のコミュニケーションルームを考えているということか。

○事務局

どこまでの機能を持たせるかについてはプロジェクトチームで検討中であるため、現時点で具体的な機能については申し訳ないが回答が難しい。

○委員

建物の規模について構想はあるのか。

○事務局

敷地面積は2,800㎡と説明させていただいたが、どのような機能を整備するのか決ま

った後に、規模についても検討する予定である。

○委員

松が谷福祉会館は歴史上、多岐に渡って役割を果たしてきたと思うが、今まで果たしてきた児童発達や障害のある方の居場所などの役割とAYA世代対応や引きこもり支援などがまとめて入る形になるのか、それとも階数や入口を分ける形になるのか、決まっていれば教えていただきたい。また、その主管となる部署はどこになるのか。

もう一つ、松が谷の跡地は、何か別の施設に活用されるのか。台東区の中であり子供たちも通いやすく非常にいい場所だと思うので、お聞かせいただきたい。

○事務局

今までの松が谷福祉会館の役割と新しく検討している引きこもり支援などの役割について、フロア構成なども含めて検討中であるので、現時点では回答が難しい。所管についても、いくつかの所管がまたがるようになるので今後検討が必要だと思うが、今早急に取り組むべきなのは、この施設をどのように整備するのが利用者にとって良いのかを検討することだと思うので、まずはそこに全力を注いでいきたい。現時点では松が谷福祉会館が事務局を務めている。

松が谷福祉会館の跡地についても、現時点では詳細が決まっておらず、今後の検討課題である。

○委員

令和3年第1回定例会で施設概要報告と謳っており、その時には青写真として、今回回答できなかった部分が入ってくると思うが、その青写真が出来るまで私たちは概要が何もわからないということになるのか。現在、松が谷福祉会館には様々な機能があると思うが、その中のものを充実させるために、今よりもスペースを広くしなければいけないとか、新たな機能である引きこもり支援や若者支援などが入ってくると、広さの問題や階層の問題などいろいろな問題が出てくると思う。プロジェクトチームで検討した内容を定例会で報告するという事は、決定してしまっても何も変更できない状態での報告になるのか。

○事務局

施設概要の報告というのが、すべて決定してしまっても何も変更できないという風に聞こえてしまっていたら申し訳ない。施設概要の段階では、このような機能を持たせるという方向については報告ができると思うが、建設までにはまだまだ詰めなければいけないことがたくさんあるので、施設概要でそこまで細かい内容を提示できるかは未定である。

○委員長

第1回定例会での施設概要の報告というのは、第一案というような形で、今説明いただいた資料1の項番2にある変更理由に合わせてどのような機能が望まれているかということが報告されるということか。

○事務局

第1回定例会の時点で決まっていることは報告できるが、細かい運用の部分等を報告できるかは未定である。

○委員長

施設概要が報告されると利用する人の意見を聞く場はもうないのかという質問でよいか。

○事務局

補足させていただく。今検討していることは、施設に必要な機能がどのようなものかということである。充実させる機能や新たな取り組みなどを概要の中でお示しする予定である。委員が気にされているのは、今の松が谷で行っている事業が、新しい施設のどのフロアで行うのかということだと思うが、その部分は概要が決まった後に調整して検討していくので、もう少しお待ちいただきたい。

○委員

たしかに、障害児のデイサービスは低層階に降ろしていただきたいと長年申し上げてきたのでそこも気になるが、一番気になるのはデイサービスにどのような機能が入るのか、どのくらいの広さが確保できるのかということである。また、このような機能を入れていただきたいという意見を聞いていただく場がこの推進協議会の後には無く、第一回定例会になってしまうのか。

○委員長

松が谷福祉会館を改築するという段階で、いろいろな意見が出ていて、それについては承知されていると思う。そのような意見を踏まえていただいて、どのような機能がどのような形で提供されるのかということは大変気になるので、この推進協議会の場で提案していただき、皆さんのご意見を聞く場を設けていただきたい。

(2)第6期台東区障害福祉計画(令和3年～5年度)について

①資料2 第6期台東区障害福祉計画の中間のまとめ(案)について

②資料3 第6期台東区障害福祉計画の中間のまとめ(案)冊子

③資料4 第4回障害者福祉施策推進協議会当事者検討チームによる検討部会からの意見等の要約について

(資料説明:事務局)

《質疑》

○委員

資料3の9ページにある「第5期台東区障害福祉計画における主要な成果」に記載のある地域生活支援拠点の整備について、先日の保健福祉委員会の理事報告では「達成」と報告されていたと思う。気になるのは面的整備型と表現していることである。これは既

存のものを使うという意味であると読み取れて、いわゆる基幹相談支援センターとたいどう寮や浅草ほうらいを使うことだと思うが、今の基幹相談支援センターがその役割を果たしているかという点、そのような評価はなかなかしにくいと思う。講演会の開催など役に立っている部分もあるが、一番求めている一般相談支援事業所が困難で扱えない場合、基幹相談支援センターに相談したら解決してくれるという点ではまだ十分ではないと感じている。地域生活支援拠点というのは、地域だけではなく、東京都、全国的にも重要なもので注目されている中で、面的整備という表現をしているので、どのようなものになるのか教えていただきたい。

○委員長

基幹相談支援センターの充実については、先ほど説明していただいたが、地域生活支援拠点との役割の違いについても、後ほど説明していただきたいと思う。この件について、他に意見や質問がある方はいるか。

○委員

面的整備型となると、既存の施設の事業のサービスをつなげたものであり、それを全体的にまとめる施設がないと、例えば緊急のショートステイでは預かれないというところがあり、預かってもらえない場合不安である。面的整備でもいいが、統括するところをはっきりとし、そこに人を配置していただきたい。

○事務局

報告させていただいたとおり、地域生活支援拠点は、障害者の親亡き後に備えて地域移行に向けた受け入れ体制を担う施設と普段介護している方が介護できない状態になったときに受け入れる施設、それらを包括した機能を持つ施設を整備することが国で推し進めている方向性である。その拠点が一つの施設に包含されていて、緊急時の相談から受け入れまでつながっていく方法については、区でも検討していたが、一定のハード整備が必要になるため難しいという結論に至った。しかし、議論が進む中で、国も地域生活支援拠点について、すべてを網羅した完璧なものを求めると、担うことができる自治体も少なくなるので、面的整備の方法もあるということ、また、まず面的整備を進めていく中で不足している機能について検証しながら機能強化していくことで、拠点として更に充実させるという見解を示している。それらを踏まえて、まずは始めてみないと見えてこない課題もあるので、区で地域生活支援拠点の機能の一部を担っている事業者に協力していただいて、スタートさせていただく。委員ご指摘のとおり、これで地域生活支援拠点の整備が達成となるかと言われると、そうではないと認識している。今まで地域生活支援拠点と位置付けていない中で、足りない機能があったと思うが、地域生活支援拠点として位置付けて始めることで、足りない機能に関しての意見が出てくると思う。それらを踏まえて、地域生活支援拠点の整備という視点からもショートステイや相談支援事業所、基幹相談支援センターの機能の強化も実現していきたいと考えている。

○事務局

補足させていただく。台東区は決して大きな区ではなく、地域生活支援拠点として求められている機能をすでに既存のサービス提供事業所が担っている部分もある。そのような地域資源を最大限活用しながら、利用しやすい形での整備を考えている。繰り返しになるが、既存の機能が充分満たしているとは認識していない。地域生活支援拠点の充実を計画に位置付けて面的整備をすることで終わりというのではなく、よりアップデートを計っていくことを計画の中で位置付けていきたいと考えている。

○委員長

まずは始めてみて、やりながらその在り方を考えるということだと思う。どこが統括をするのか。

○事務局

機能をコーディネートする役割が求められているが、最初は区がその役割を担い、始めていきたいと考えている。

○委員長

基幹相談支援センターとの違いについて、基幹相談支援センターは相談支援事業の充実のためにやるべきことがあり、地域生活支援拠点は地域の中で安心しながら自立して暮らせるようにするために面的整備を進めていく。面的整備というのは色々な事業所が機能を担いながら役割を果たしていくことだが、最初は区が音頭をとって進めていくということであった。第6期計画の中でこれらを進めていくということよろしいか。

○事務局

まずは面的整備という形で各機能を区とサービス提供事業所で担って、自立支援協議会の中でしっかりと検証していきたい。その中で足りないものや強化するものについて、計画の中でしっかりと取り組んでいきたい。

○委員長

前回の自立支援協議会でもこの話があったが、詳細についてはまだ議論していない。今後考えていくことになると思う。

○委員

資料3の43ページにある No.18「ボランティアが活動しやすい環境の整備」など、全体を通していろいろな項目に「松が谷福祉会館」が出てくる。先程の説明の中で、「北上野2丁目福祉施設」という名称のものは、「松が谷福祉会館」とは違うものだという事はわかる。ただ、この計画の中で指す「松が谷福祉会館」はどちらなのか。先ほどの説明では、旧忍岡高校の跡地に新しくできる建物が、3、4年で建つとは想像しにくいので、第6期計画の中での「松が谷福祉会館」は、今の「松が谷福祉会館」の施設を指しているという理解でよろしいか。

○事務局

この計画は令和3年から5年のものである。その間は、現在の松が谷福祉会館を指しているのご理解いただきたい。北上野2丁目福祉施設がどのタイミングで完成するのかは未定なので、北上野に整備する施設として分けてご理解いただきたい。

○委員長

「北上野2丁目福祉施設」は仮称なのか。

○事務局

住所地在北上野2丁目なので、今はそのような表記をしている。

○委員

資料3の71ページにあるNo. 76「健診における発見精度の向上」で、早期発見という意味からは離れるが、この項目が「発達障害児の支援体制」にあることを考えると、今の乳幼児健診は生後半年や3歳で行われると思うが、かなりの知的障害がないとこの年齢では見つけにくいと思う。その後、幼稚園や保育園に通い始め、少し気になると言っているうちに、小学生になってしまう事例を何人か見てきた。例えばピックアップしてでもよいので、5歳ぐらいで、一様に健診を行う場があると、発達障害児の特殊なところや引っかかりやすいところが見極められると思う。発達障害児の早期発見・早期支援という意味では、生後半年と3歳児健診だけでは、少し発見が難しいと感じるのでお伝えする。

○委員長

以前にも同じ意見があった。ご検討いただきたい。

○事務局

障害児支援の充実の「健診における発見精度の向上」は、保健所で行っている3～4か月健診、1歳半健診、3歳児健診でのスクリーニングである。ご意見のとおり、この時期では見えないものも多く含まれていると思う。特に、発達障害は社会との関わりの中で見えてくるものも多いと認識している。私どもとしては、ここですべてを見つけようと思っ
てはいない。たしかに5歳児健診が有効という話もあるが、多くの子供は保育園や幼稚園のような日中通う場所に行っているため、そこで保育園や幼稚園の先生が気づき、松が谷の巡回訪問で子供の様子を見ている。健診ではないが、そのような形で、子供の日常生活の状態から、こちらの相談につなげる取り組みを充実させている。台東区では、そのような対応で進めていきたいと考えている。

○委員

資料3の67ページにある No.67「在宅避難対策の推進」と、68ページにある No.72「感染症対策」の両方に関して、障害児がいて、在宅で避難している場合、例えば親子2人だとすると、外出する際に1人にさせておけず、連れて行くには問題があるとき、ヘル

パー派遣が可能になると助かると思う。家族が感染したときも、本人だけを置いていくことはできない。在宅である場合は、ヘルパー派遣を考えていただきたい。新型コロナウイルス感染症に家族が感染したときの対応を考えていただきたいと前回は話をしたが、現在ある施設では難しいので、例えば、どこか一軒家等を用意していただくというような形も、将来的に感染症対策の中で考えていただけるとありがたい。

○事務局

まず、No.67「在宅避難対策の推進」について、災害時に必要なヘルパーを派遣できるかどうかは非常に大きな問題であり、かつ厳しい問題だと認識している。災害の状況にも左右されるが、実際にシミュレーションをして、どのような対応ができるかをしっかりと考えていかなければいけないと思っている。

No.72「感染症対策」については前回は質問をいただいた。急遽、予算化が決まったので、今回の推進協議会ではっきりと報告ができなかったが、第3回定例会の最終日に報告をさせていただいたが、在宅で家族が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合、障害者支援のため、ヘルパーを派遣する事業を予算化した。まず、ヘルパーを派遣して、派遣期間中にPCR検査を、行政検査と任意の検査で2回実施して、2回とも陰性であることが確認されれば、その後、区の外郭団体等が運営している施設に、緊急一時入所という形で搬送し、ヘルパー派遣も含め14日間、区で対策を行うという事業である。

○委員長

その事業を使った方はいるのか。

○事務局

実際に利用された方はまだいない。新型コロナウイルス感染症は3月から流行し始めているが、私どもの認識では、実際に「そのような状況に陥ったので何とかならないか」という相談も受けていない。

○委員

今の説明について、感謝申し上げます。それに関連して、今、地域生活としては障害者のグループホームの場合も考えられる。グループホームの支援者が感染し、日中支援ができない場合、ヘルパー派遣のための費用は出るのか。家がなく、グループホームに入所されている場合、グループホームの支援者の方が新型コロナウイルス感染症に感染したときに、他の支援者が来ていただける場合もあると思うが、そこにヘルパーを派遣することは可能か。

○事務局

グループホームの従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したが、自宅には戻れないという場合、弾力的な運用になるが、ヘルパーの派遣については状況に応じて対応していきたいと考えている。

○委員

先ほどの説明について、2週間の隔離とPCR検査2回の陰性をもって戻るといふことか。

○事務局

健康観察期間を2週間と想定している。

○委員

新型コロナウイルス感染症の対応は日々変わっており、現状では2週間はみていない。現状に応じて変更が必要である。PCR検査も2回は実施しなくなっている。

○事務局

2回目のPCR検査については、施設の安心の担保を図るといふ意味もある。健康観察期間については、保健所とも確認して進めていきたい。

○委員

対応は日々変わるので、確認をしていただきたい。

○委員

資料3の39ページにある「障害者の意思疎通の促進」で、「手話言語の理解」「多様な意思疎通手段の理解」とあるが、台東区立の小学校では1人1台タブレットを配備しているという話を聞いて、障害のある子供たちも手話だけでなくタブレットを使って意思疎通をするといふことはできないか。私の子供は墨田特別支援学校に通っているが、話ができないので絵カード等を使用している。しかし、絵カードでは限界があると感じている。例えば、タブレットに写真を載せ、コミュニケーションツールの1つとして使えるとよいと思う。区立小学校では1人1台タブレット支給といふことで進んでいるようだが、障害児の教育についても手話や絵カード以外にタブレットを用いた意思疎通は考えられないか。

○事務局

台東区立の小中学校では、文部科学省のGIGAスクール構想を加速化するといふ方針に合わせて、現在、1人1台の整備を進めているところであり、まだ1人1台の配備とはなっていないが今年度中の整備を目指している。整備後にどのように使っていくか、障害の有無に関わらず、どのようにすれば一人ひとりの子供の学習を担保できるかといふことも併せて検討を進めている。その中で障害のある子供にとってよいと思われることがあれば、それも併せて考えていきたいと思っている。

○委員長

障害児の教育でパソコンを使う事例は聞かないが、私の経験では、10年以上前に、スウェーデンで重度障害者同士がパソコンを使い、画面に出た相手を見てコミュニケーションをとっていた。残念ながら、日本では見たところがないが、現在、やっと学校で1人1台使っていくといふ話が出てきた。障害のある子供には使えないといふことではなく、使い方

の問題だと思う。

○事務局

そのような意味で申しあげると、特別支援学級(知的、難聴、言語、情緒障害等)があり、その中の知的障害学級の子供たちには平成 29 年度に一足早く 1 人 1 台タブレットを配備している。それは、今回のGIGAスクール構想加速化の対応ではなく、それ以前から、区としてICT教育を進めており、障害のある子供には障害の内容や程度に応じた学習指導を行えるよう先に配備している。

○委員長

今の話だけではどのように使われているのか詳細は不明だが、すでに配布されていて、コミュニケーションや学習、遊びに役立てる動きが始まっている。そのような取り組みは大人に対しても行っていただけるとよいと思う。

○事務局

先ほどのグループホームでの感染に関する質問について補足させていただく。ヘルパー派遣に関して、区では在宅で生活している方を前提にしている。グループホームで支援者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、事業所でも対応できず、帰る家もない場合は、ケースによって対応させていただくことになると思う。ヘルパーを無条件にグループホームに派遣するということではないということをし添える。

○委員長

先ほど、障害児教育の場でIT機材を見かけないと申したが、字を書くことが大変だという方が、PC を使いコミュニケーションすることは、20年以上前から行われている。そのようなことを幅広く利用できるように、取り入れていただきたいと訂正させていただく。

○委員

意見を付け加える。私の子供は話すことができない。手話を教えてコミュニケーションツールにしようとしても、今は難しいと思う。最近では老若男女問わずPCやスマートフォンを使い慣れているので、障害のある子供にも、手話だけでなく、タブレットをコミュニケーションツールの1つとして考えていただきたいと思い発言した。

○委員長

いろいろな形でコミュニケーションがなされている。視覚障害の方もPCを使っている方は多い。

○委員

資料3の78ページに「発達障害児の早期発見体制の推進」とあるが、適切な支援につなげるために、早期発見の施策の1つとして虐待防止が挙げられている。虐待とは言葉や身体への暴力だけでなく、ネグレクトもある。例えば、親が心の病気をもっており、世話が

行き届かず、家の中も散らかり放題というケースがある。子供たちは小学校の特別支援学級に通っているが、適切な支援とは、子供への支援はもちろん、子供を支えている家族への支援も充実しているのか、いつも疑問に感じている。子供を支えている家族への支援も重要であり、支援者のマンパワーという部分でも、学生ボランティアを募るなど、もっと力になってもらえることがあるのではないかと思う。

また、支援する側について、ただ人数が揃えばよいのではなく、質の向上が必要だと思う。先日、移動支援のヘルパーに会ったが、障害のある子供はランドセルなどの荷物をちゃんと持つことができるのに、ヘルパーが全ての荷物を持っていた。自分の荷物は自分で持つというところまで支援してあげなければ、その子供自身が将来困ることになる。ヘルパーの質に関しても問題があると感じた。適切な支援について、より具体的に挙げていただき、少しずつでも進めていただきたい。

○委員長

前回は人材に関して、家庭への支援について意見をいただいたが、似た内容であるか。

○委員

障害のある子供も少子化社会を担える人材なので、子供にもっと光を当ててほしいと、前回もお伝えした。その子供を支えている親にも支援が必要ではないかと思う。ピアカウンセリングという言葉もある。もっと現場を知ってほしい。多くの件数があり大変だと思うが、現場を見て聞いて回っていただく中で、現場の困りごとや課題を知っていただきたい。

○委員長

まさに、北上野2丁目福祉施設の中で、児童をしっかりと支援できる形を作っていくということなので、その機能の中で検討していただきたい。

人材に関しても、「資格のある人だけではなく、さまざまな方が関わっていただきたい」、「もっと子供の良いところに向けて支援があるのでないか」、「その子供が育っている環境、家庭を見ていく必要があるのではないか」等の意見をきちんととり上げて支援できるような北上野2丁目福祉施設であってほしいということによりか。

児童の支援が大きく掲げられているので、検討していただきたいと要望しておく。

○委員

資料3の90ページにある施策4「福祉的就労をしている障害者への支援」で、受注の促進など、良いことがたくさん書いてあり、素晴らしいと思う。私は、自分の店で、引きこもっている方、特に離職後長期間引きこもっている方が再度就労するに当たり、施設外で就労訓練する場を提供している。例えば、初めて就労移行センターから特例子会社に勤める方や、就労継続支援A型からアルバイトに移行する方は、ドキドキしながらも、キラキラと輝いている人が多い。しかし、一度失敗して戻る方は、「どうせ、やってもだめだ」とか「生活保護をうけていたほうが楽かもしれない」など、失敗に対して後ろ向きになる傾向があると強く感じている。そのため、例えば、「工賃を上げる」「安心してチャレンジしよ

う」という中に、もう1点「定着できなかった人の再チャレンジを応援する」という仕組みを入れることができるとよいと思う。

また定着させようということだが、本来、離職をさせない支援が重要ではないかと思う。現在は非常に前向きに書かれているが、やはりできない方もいるので、その方たちが再チャレンジできる仕組みが整い、光が見えるとよいと思う。

○副委員長

おっしゃる通りだと思う。帰ってくる相談の場所は、区市町村の就労支援事業所だと思うので、しっかりと機能していただきたい。

また、定着ということで、就労定着移行支援事業について、台東区の現状はどのようになっているか質問させていただきたい。資料3の94ページに「就労移行支援事業所の就労移行率」とあるが、これが未達成となっている。それほど高いハードルではないところが未達成なので、この部分だけをみると、台東区の就労移行支援事業はあまり強くないと思える。

また、就労移行支援事業が、就労定着支援事業を担って、区市町村の就労支援事業と連携しながら支えていくことが基本的な設計図だと思うので、次の機能としての就労移行支援事業と就労定着支援事業の方針について、どのように考えているのかを聞いてみたい。

○委員

今の話に関連して、どうしても離職はある。新型コロナウイルス感染症の影響で、一般就労を解雇に近い方、未だに1週間のうち半分程しか働けず、この先離職されるのではないかと予想される方がいる。離職防止にはかなりの強化が必要だと思う。

また、数値の出し方について、「移行の利用」部分では、台東区内の移行の数値を出していると思うが、台東区内の移行を利用している人が台東区民の障害者なのかといえば、それは違う。区民の障害者は、区外の移行を使っている人の方が多いと思う。区民の障害者で移行を利用して就労している方を何人か知っており、区民で0ではないと思うので、数値の出し方を検討されたほうがよいと思う。

○事務局

いろいろな意見をいただき、ありがとうございます。

就労してからどのように定着させていくかというところが、非常に大きな課題だと私どもも考えている。今回の国の指針でも、「定着」がキーワードになっている。台東区ではかねてより区の外郭団体の台東つばき福祉会が区の委託事業として、障害者就労支援室を運営しており、国が就労定着支援を唱える前から、就労支援室で就労後も伴走型で定着支援を行ってきた。台東区民の現状は、民間の就労移行支援や定着支援を使っている方よりも、就労支援室を使っている方が非常に多い。就労支援室については、国の指針も踏まえ、より定着支援を強化できる形を考えていきたい。また、区内にある定着支援事業所とも情報を共有しながら働きかけていきたいと考えている。

○副委員長

現在、就労定着支援事業所は何カ所あるのか。

○事務局

就労定着支援を行っているのは4カ所である。

○委員長

資料3の86ページにある「自立や生きがいに結び付く就労支援の充実」で意見をいただいたので、それらを参考に内容を作っていただきたい。就労支援室についても、その役割は重要ということで今までも取り上げてきたが、なお一層強化していただきたい。

○副委員長

もう1点意見を申し上げる。発達障害児について、先ほどから意見があり、早い時期に発見して支援につなげることを、充実させることがまず必要だと思うが、その後、中高大教育で一度支援から漏れ、通常教育の中で頑張る方々が非常に多くなっている。そのような方々が卒業と同時にメンタルの調子を崩した場合に関わってくれるのは医療機関である。医療機関で「鬱、そして、ベースに発達障害があるのではないか」「この方々をどこにつなげたらよいのか」ということで、相談支援が必要になってくると思う。

東京都の会議で成人期の発達障害の相談支援体制について発言すると、都がすべてをカバーできるわけではなく、区市町村の相談支援事業が頑張るという仕組みになっているという回答である。ただ、区市町村にもそれほど余力があるわけではないと思う。そのため、区市町村で「発達障害の相談の充実」が出てきてもよきそうだが、これは一カ所が担うものではなく、例えば、発達障害の方はハローワーク、医療機関、障害者雇用、通常雇用などに行ったりするので、相談支援の面的整備としていろいろな所をつなぎ合わせるハブのような機能が必要になってくると思う。台東区の場合、そのような発達障害の方々の相談支援体制をつなげるハブがどこにあるのか、読み込んでもあまり見えてこない気がする。そのことに関してどうお考えか。

また、本日の前半で意見交換があった北上野2丁目福祉施設が成人期の相談支援を行うのであれば、そこが全部を担うのではなく、調整機能と全体のネットワーク化を意図した相談支援体制の充実をしていただけるとよいと考えている。

○委員長

北上野2丁目福祉施設の若者という表現の中に、今の話のようなことも含まれているかもしれないが、そこだけでできることではない。対象として考えているか。

○事務局

北上野2丁目福祉施設では、「0歳から 39 歳までの相談」と銘打ち相談支援をしていこうと考えている。その中で、困難を抱えた若者については、ベースに発達障害によるものがある方が含まれると認識している。現在、保健所の保健予防課で、発達障害の相談やデイケア等を実施している。今後、北上野2丁目福祉施設を検討していく中で、実際に

行っている取り組み、また足りない取り組みが何なのかをきちんと検討していきたいと考えている。

○委員長

そこでやること、今まで担ってきたところ、どのように役割を分担するのか、どのように連携するのも含め、考えていただくとよいと思う。確かに、どこに相談にいけばよいのかと考えるが、入口がどこであって、そこから必要なところにきちんとつながればよいと思う。いろいろな考え方があると思うが、ご検討いただきたい。

○委員

資料3の49ページにあるNo. 35「安心生活支援事業」は、※があるが、既存の事業等を活用するのか、新規に何か考えているのか。
また、50ページにあるNo. 39「障害福祉サービス説明会」については、3月頃に特別支援学校で説明をしていると思うが、それを指しているのか。それとも、何か別に考えがあるのか。

○事務局

No. 35「安心生活支援事業」は、浅草ほうらいが開設当初から、区が委託している事業であり、既存事業として実施しているものであり、第5期計画の中でも掲載している。
No. 39「障害福祉サービス説明会」については、委員が言われたとおりである。内容についてはしっかりと検討していく。

○委員長

安心生活支援事業は機能しているか。

○事務局

安心生活支援事業は、24時間365日緊急の相談体制を敷いており、緊急時の受け入れ体制をお願いする形で運営されている。

○委員長

実際にこの事業を使ってよかったという例はあったか。

○事務局

セーフティネットとして、区が設置しているものであるもので、それほど頻繁に使われるものではないが、夜中でもいつでも相談できる体制として機能していると認識している。

○委員

息子が浅草ほうらいの生活介護に通っているため、浅草ほうらいの方からいろいろな話を聞いている。緊急時のステイ事業等でとても助かったという事例を聞いている。

○委員長

安心生活支援事業は、全ての区がやっているわけではなく、台東区は率先してこの事業を始め、実際に緊急時に役立っている。今回、地域生活支援拠点ができる、どのようになるかわからない部分もあるが、安心生活支援事業は機能しているということである。また新しい事業が始まったときは、その都度考えなければいけないことがあると思う。

○委員長

区の財源で実施している事業は、第6期計画における主な新規充実事業の中にもたくさんあり、「学校に通っているときは放課後等デイサービスが利用できたが、卒業したら早く帰ってきてくるので働けずに困っている」という意見を踏まえ、学校卒業後の夕方支援についても台東区は実施していくようである。他にも「送迎についても考えてほしい」等いろいろな意見が出ている。台東区は、他にも新しい事業に率先して取り組んでいただいている。医療的ケアが必要な方の家庭へ看護師を派遣する事業も台東区では単独で実施していると思う。

○事務局

実施している。家庭への派遣は東京都の補助も出るが、学校への派遣も行っており、これは区単独の事業として取り組んでいる。

○委員

要望を申しあげる。避難計画等、個別の事業もしっかりと行っていただきたいと思うが、資料3の67ページにあるNo. 69「ヘルプカードの活用」について、普及しているのが目に見えてわかる。ここに区民への周知とあるが、もう少し具体的にどのように活用をしていくか、区民に知らせていかなければ、ただぶら下げているだけになってしまう。活用の周知をお願いしたい。

話が戻るが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭が大変になっていたり、家に父親がずっと居ることで子供が不安定になったり、職を失って経済的な問題があるなど、子供たちへの支援が大事になってきていると感じる。新型コロナウイルス感染症だけではなく、地震等の災害時にも支援は必要になってくるので、現場の意見を吸い上げて、柔軟な対応ができるような相談設備が必要だと思う。松が谷福祉会館がいろいろと整備していただいているのだと思うが、今後、障害に関係なく相談ができる施設を準備していただければ幸いである。

○委員長

貴重な意見をいただきありがとうございます。

○委員

先ほどの資料3の49ページにあるNo. 35「安心生活支援事業」について、障害者ではなく、障害児に対しての事業はあるのか。例えば、緊急時というのは、夕方から夜にかけての時間帯が多く、子供が落ち着かなくなり、家の人では支えきれない事態になったとき

に、どこに連絡したらよいのかわからず、相談したくても夕方の5時、6時には終わってしまう。24時間緊急相談支援事業や、緊急時ステイ事業のような障害児に対する事業はあるのか。

○事務局

安心生活支援事業について、浅草ほうらいは虐待防止センターも兼ねているので、虐待に関する案件の通報先となっている。

○委員

お泊りについては、浅草ほうらいでは「高校を卒業した方」としているのですが、相談は可能だが、受け入れ体制は整っていない部分がある。

○委員

台東区にはそのような場所はないということか。

○委員長

障害児と障害者を別に表記しているため、緊急時の相談や対応だけでなく、例えば、計画相談についても障害児については、なかなか受けてもらえないことがあり、障害児に対する支援が足りない部分も多いと思う。このたび、障害児についても同じように支援が受けられる形を考えていく必要があると思う。北上野2丁目福祉施設に期待してしまうが、今まで積み残してきた課題をどのような形で実施できるのか、もし、そこで実施が難しいのであれば、どこで実施すればよいのかを一元的に考えることが、北上野2丁目福祉施設の役割だと思うので、お願いしたい。

○委員

浅草ほうらいに所属して相談支援専門員として業務をしている。計画の中には言葉として出てこないが、最近、強度行動障害のある方への支援が難しくなっていると感じている。浅草ほうらいも、強度行動障害についての養成研修に、職員を順次参加させるようにしており、私も今年研修に参加した。強度行動障害につながる方、特に自閉症の方が多くと言われているが、幼少期からのアセスメントが大事だとも言われている。委員の意見のとおり、言語でのコミュニケーションがなかなか難しいため、タブレット等は有効だと思います。支援に携わる者が孤立しないように、ネットワーク作りも大切だと思う。また、災害時にも避難所に行くことが難しいので、在宅での避難がほぼ確実だと思う。強度行動障害の方の介護がうまくいかなければ、家庭も崩壊していく。全体的に強度行動障害のある方についても考えていかなければいけないと思う。支援者だけでは支え切れないところが多々あるので、行政の方には一緒に考えていただきたいと思う。

○委員長

この計画のどこにということではなく、強度行動障害のある方への支援はとても難しいが重要ということである。小さい頃から、本人が何を言いたいのかを受け止めながら、

一緒に育てていくことで変わっていくということを、この計画を通して考えてほしいという意見かと思う。今後、中身を詰めていく際、そのようなこともお考えいただきたい。

○事務局

強度行動障害は、1つの例になると思うが、困難ケースについてどのように対応していくのかということは、区全体で連携していかなければ対応しきれないと思う。相談支援事業所、相談支援センターの強化を図っていく中でも考えていきたい。

○委員長

基幹相談支援センターの充実は必須だと思うのでよろしく願いいたします。
多くの意見をいただきありがとうございます。今後、パブリックコメントも実施するが、本日いただいた意見を計画に反映させていただきたいと思う。

○事務局

貴重な意見をありがとうございます。第6期障害福祉計画中間のまとめについては、これまでいただいた意見や長らく懸案であった事項を、できる限り配慮して盛り込んだ内容にしていきたいと思っている。これから最終案を策定することになるが、ご理解、ご協力をしていただきながら、よりよいものをつくっていきたいと考えている。

(3)その他

《質疑》

○委員

視覚障害者の転落事故が目立ってきているが、通勤支援はどのように考えているか。ある区ではすでに支援を実施しており、他の自治体でも、県レベルで実施していると聞いている。これは同行援護ではなく移動支援になるので、区で考えることになると思う。現在、視覚障害者の通勤支援をどのように検討されているか。

○事務局

視覚障害者の通勤支援について、国は地域生活支援事業の中で考えていくと示している。ただ、事業のスキームとして、実際に勤めている事業者がどのような対応をするのかということが前提にある。そのようなニーズや事業者の考え方をしっかりと調査したうえで、区としてどのように対応していくのか検討を進めていきたいと考えている。

○委員

検討していただけるのであればありがたい。同行援護では使えないという現実を認識していただいたうえで、できるだけ早く検討をしていただきたいと思う。

4. 閉会(事務局)

閉会の挨拶

次回、第4回の開催は2月1日を予定している。

以上